

令和8年7月1日  
湯河原町住民課

報道機関各位

## 湯河原町結婚新生活支援事業について

結婚に伴う新生活を経済的に支援するため、新生活にかかる住宅費用などの一部補助を行っております。

対象世帯の条件等をご確認の上、申請を希望される方は事前に問い合わせ先までご相談ください。

- 1 申請期間 令和9年3月31日（水）まで
- 2 対象世帯 (1) 令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に婚姻届を受理された新婚世帯  
(2) 世帯全員の年間所得額が500万円未満  
(3) 夫婦ともに年齢が39歳以下 など  
※詳細は別紙資料のとおり
- 3 対象経費 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間にかかった次の費用  
(1) 住宅取得費用  
(2) アパートなどの賃貸費用  
(3) 引越費用
- 4 補助金額 上限額60万円（夫婦ともに29歳以下）  
上限額30万円（夫婦いずれか30歳以上39歳以下）
- 5 詳細 別紙資料もしくは以下湯河原町ホームページ  
<https://www.town.yugawara.kanagawa.jp/soshiki/13/1570.html>

## お問い合わせ先

湯河原町住民課戸籍住民係 力石・池田・佐藤

(電話) 0465-63-2111 (内線) 321・322

(FAX) 0465-63-4194

(Eメール) [jyumin@town.yugawara.kanagawa.jp](mailto:jyumin@town.yugawara.kanagawa.jp)